

第 1 号様式

法令適用事前確認手続(照会書)

令和 8 年 6 月 2 0 日

担当課・室の長殿

照会者名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 行政書士 久保田勝彦
住所 岡山県倉敷市連島町連島 4307 番地 3

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第 3 条及び第 65 条の 2

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

当社は建設業者です。当社が請ける工事は建設作業がメインですが、工程によっては残土が生じるため運搬作業に専任役務者を配置することがあります。当社請負工事に運搬作業のみという工事はありません。

①施工主から直接業務委託を受ける『元請事業者』になることもあれば、②元請け事業者から再委託を受ける『下請事業者』となることもあります。いずれも【事実 A】工事資材（重機や足場など）や【事実 B】工事によって生じる残土（非産業廃棄物）が発生しますがこれを自社便として運搬しています。

まれに当社が請け負っていない工事について、【事実 C】当社所有の重機をオペレーターごと作業終了までの期間中、ヘルプで人工出しをすることがあります。オペレーターはヘルプ先で建設工事に参加します。

当社は上記の輸送をオペレーターが自社便で運搬しており、運送費という独立した費目で請求をしたことはありません（すべて貸切料@1 日としての包括的作業費（実際に運搬作業があろうとなかろうと変化しないもの。以下同じ）として請求しており、明確な運送対価として分離していません）。※ここに違法白トラ隠しの意図はなく、仮に違法白トラに該当する場合は、当社の無知・誤認に起因するもので是正を検討します。

令和 8 年 4 月 1 日から改正貨物自動車運送事業法の施行が始まり、荷主にも違法白トラへ運送委託が規制されることを存じています。それで、これまで小型の土砂ダンプを持ち込んで工事に加わっていた許可未取得の一人親方（以下、一人親方）を、事務連絡に順じて工期予定ごとに短期雇用をし、これまでと同じように工事に加えることとしていますが、細部で判別がつかずに躊躇しています。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（令和 8 年 2 月 10 日付け事務連絡）」（以下、『事務連絡』）資材・骨材関連事業 Q&A、建設事業 Q&A(令和 8 年 3 月 31 日時点)を参照しています。

参照 URL https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn4_000019.html

貨物自動車運送事業法第 2 条の『他人の需要』とは、「わたしの荷物を運んでほしい」という依頼を受けるものだとして認識しています。ただ報酬性については「生業と密接不可分でありながら運送対価として有償性がない」という考え方が正しく把握している自信がなく、生業と密接不可分の判断は合理性があれば認められやすいものの、有償性については「雇用関係にあり給与支払いであれば有償性がない」「無償であれば有償性がない」「距離で料金変動があれば運送対価になる」としか認識できていません。

その前提で、

【事実 A の場合】事務連絡のとおり、自分物＝許可不要で自社便運搬ができるものと認識しています。受託工事の遂行に必要な経費であるため、運送対価は発生しないとの認識です。

この作業のために、誰かを雇うことはありません。

【事実 B の①の場合】当社が施工主に対して直取引：元請けの場合は、建設工事全体で見ても当社が受託した建設工事自体で発生するものであり、当社分担分の建設工事部分で発生する残土の搬出は「当社工事の都合という需要」により発生するもので運送対価は生じないと考えています。また残土搬出役務に専念してもらうために一人親方を短期雇用し従業員として使用するのであれば、事務連絡 3 ページ：フローチャート図※2 注釈のとおり、委託ではなく従業員なので問題ないと考えています。（※ハローワークで日雇雇用の説明を受けたところ、短期雇用形態を勧められております。以下の一人親方の雇用形態はすべて短期雇用を念頭に置いています。）

受託工事費の請求費目については、工事工程全体の中に不可分の運搬役務が含まれているとしても自社便であるため運送対価は発生せず、運搬経費を分離させて請求から取り分ける必要はないものと認識しています。

ただし下請事業者を用いる場合、他事業者の土砂の運搬には法第 3 条に基づく許可を当社は取得しなければならず、下請事業者に運搬業務のみを行わせる場合は、その選定は許可事業者でなければ、当社は法第 65 条の 2 に抵触するものと認識しています。

【事実 B の②の場合】当社が下請事業者として建設工事に参加する（施行主から見て再委託先となる）場合、受け持ち建設工事分について発生した残土の搬出を行うことは①と同様に問題はないと考えてます（自ら行う建設工事によって残土が発生するため「自らの都合という需要」解釈）。このため上記と同様に一人親方を短期雇用のうえ使用も、請求費目もまた問題ないと認識しています。

なお事実 B は①②いずれも、当社も建設工事に参加し、その上で雇入れた一人親方に残土の搬出役務を任せるものです。請け負った工事全体の中に残土搬出の役務が含まれるのであり、残土搬出業務のみを請けるものではありません。

当社が最重要視しているのは、『受託工事全体の中で運搬役務が必要となるととき白ダンプ持込者を都度、短期雇用（予定工期が目安）して従業員として運搬役務に専念させ使用する』ことがグレー運用や脱法スキームではない担保を求めています。

【疑問点】一方で事実 B の②（下請の立場）は、工事契約の構成全体から俯瞰すれば再委託先たる当社の請負工事範囲で発生しており、これを自社便で運搬しても「運搬行為も委託されている」という見方も可能では？という点です。工事残土の発生と搬出は当然計画上予測できることでもあり生業と一体不可分であり、請求も従来通り分離していないとはいえ、この場合は業務の再委託関係を理由にすれば、当社も許可が必要ではないかとも考えるに至っております。

当社が建設工事の一部を再委託の立場で請け負っている場合であっても、その生業に付帯業務としての運送は、『運送を有償で委託されたものではない＝工事契約遂行に必要不可欠な自社便であり運送対価は発生しない』許可不要と解釈してよいでしょうか？

加えて、②で許可が必要となるのであれば上記①の場合で、運搬専門でなくても再委託先に残土排出の委託を行うことになってしまい、再委託先が許可未取得の場合、参加工事が何であれ、当社は第65条の2に抵触するのでしょうか？ という懸念も生じます。再委託先を含む工事の場合、工事によって生じた残土は「誰のもの」なのか、この搬出は「誰の需要」に基いているのか例示を頂ければ幸いです。

【事実 C の場合】本件は、当社建設工事請負契約ではなく、「機械（燃料込）とオペレーターの一体型労働力の提供」を目的とした契約（いわゆる人工出し）に基づくものです。期間中、自社従業員であるオペレーターが、自社所有の重機を車載で現場へ持ち込み、貸出先の建築工事に参加し、作業終了後に自社へ引き上げます。貸出単価は「1 日あたり」の固定単価であり、移動距離に応じた変動はありません。この単価内訳にはオペレーターの給与（日当）と機械の燃料代が含まれたものとなりますが提供先への運送は①自社便である ②労働力提供契約の遂行に必要不可欠である ため「運送対価」は発生しないという認識です。

なお、「重機のための貸し出し」であれば運送対価が発生するものと認識しています。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

とくにありません

5. 連絡先

電話：086-441-7320

メール：kubota@katsuhiko-office.com